（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正）

第二十七条　上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第四十二条**　令第三十六条の二第二項（令第三十六条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第四十五条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ［２・３　略］	（電磁的方法） **第四十二条**　［同上］
（電磁的記録） **第四十五条**　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 ［項を削る。］ ［項を削る。］	（電磁的記録） **第四十五条**　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 ２　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 ３　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　提出年月日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信託業法施行規則の一部改正）

第二十八条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取締役の兼職の承認の申請） **第二十六条**　［略］ ［２～５　略］ ６　第一項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ７　［略］ （情報通信の技術を利用した提供） **第三十条の六**　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［２・３　略］	（取締役の兼職の承認の申請） **第二十六条**　［同上］ ［２～５　同上］ ６　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ７　［同上］ （情報通信の技術を利用した提供） **第三十条の六**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［２・３　同上］